

## 2016 年度入試における被災学生の経済支援特別措置について

上智大学では、被災地（災害救助法適用地域）からの入学予定者に対して経済的な面で支援を図るため、本学への入学を希望する受験生が受験を断念することがないように、学費等減免の特別措置を行います。

### 1. 学費減免の特別措置

#### 1) 学費減免が適用される入試種別

本学の学部および大学院が実施するすべての2016年度入学試験

#### 2) 学費減免の対象となる方

本学の学部および大学院が実施する2016年度入学試験に出願する受験生<sup>※1</sup>のうち、本学を第一志望とする受験生<sup>※2</sup>で、次のいずれかに該当する方。

##### (1) 東日本大震災による災害救助法適用地域<sup>※3</sup>

- ① 主たる家計支持者所有の家屋が罹災証明書において全壊・流出と認定された方。
- ② 主たる家計支持者の居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域及び居住制限区域（避難指示解除準備区域を含む）に指定された方。<sup>※4</sup>

※1 受験生本人の父母または家計支持者が被災された場合も対象となります。

※2 第一志望以外の方の特別措置は、入学後、「修学奨励奨学金」の募集の中で行います。修学奨励奨学金での特別措置と、入学前申込の場合での特別措置の支援内容は変わりません。

※3 災害救助法適用地域は、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる被害地域第11報まで（法適用日平成23年3月11日）〔但し東京都を除く〕とします。詳細は、以下のホームページでご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y.html>

※4 帰還困難区域等については、以下のホームページでご確認ください。

[http://www.kantei.go.jp/saigai/genpatsu\\_houshanou.html](http://www.kantei.go.jp/saigai/genpatsu_houshanou.html)

##### (2) その他の災害救助法適用地域（入学年月日から遡り1年以内に適用地域が指定された場合）<sup>※5</sup>

※5 2014年度入試よりその他の災害救助法適用地域も特別措置の対象としています。

#### 3) 申請方法

学費措置を希望する方は、「新入生奨学金」に応募してください。応募時期は、入試種別によって異なります。それぞれの「入学試験要項」に記載されている日程に従い、奨学金願書の請求を行い、出願してください。

#### 4) 審査

奨学金の審査は、罹災状況及び家計の状況によって、まず授業料の減免について行います。授業料減免が認められた方は、入学金減免および生活支援金給付について審査を行います。

		被災状況	
		福島第一原発事故による 居住制限区域・帰還困難区域・ 避難指示解除準備区域	全壊・流出
2016 年 度 学 費 減 免	入学金	授業料減免者のみ免除	
		授業料 (家計の状況による)	出願書類をもとに選考を行い、採否を決定します。 採用が決定された場合、授業料全額、半額、3分の1相当額のいずれかを減免します。
	生活支援金 (家計の状況による)	自宅通学者は月額3万円、自宅外通学者は月額5万円を給付(2016年度1年間給付。返還不要) (出願書類をもとに選考を行い、給付の可否を決定します。)	

<注意事項>

- (1) 建物の損壊による特別措置は、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法地域（厚生労働省発表 第 11 報までによる災害救助法地域 但し東京都は除く）とします。
- (2) 福島第 1 原発事故に関わる支援区域は、2015 年 7 月 1 日現在の区域を基準とします。
- (3) 建物の損壊、原発による避難は、父母または本人が居住する（していた）持家を対象とします。借家、被災した建物を既に売却済の方、避難中、修繕中等の特段の理由がなく父母のどちらかが現在罹災した家屋に居住していない場合は対象外とします。
- (4) 新入生奨学金は、原則奨学金面接はありませんが、特別措置については、申請内容を確認するため、全ての入学試験において、当日の試験終了後、学生センターにて面接を行う場合があります。面接の必要がある場合のみ、試験日の 1 週間前までに電話で連絡いたします。
- (5) 本減免措置については、2015 年度の学費体系をもとにしています。2016 年度の学費は、2015 年 9 月上旬頃に本ホームページで詳細を公開いたします。

5) 学費減免の特別措置（新入生奨学金）に関する問い合わせ先

上智大学 学生センター 経済支援担当 宛

TEL 03-3238-3523 / FAX 03-3238-4131

9:30~11:30、12:30~17:00（土・日・祝日は休業）

※夏期・冬期休業日等：8/10(月)~8/17(月)、12/24(木)~25(金)、11/2(月)、12/29(火)~1/4(月)